島根地域における原子力防災について

令和元年10月25日

内閣府（原子力防災担当）

■　内容

1. 基本的な枠組み
2. 国、関係自治体の対応体制
3. 住民の安全確保に向けた主な対策
4. 住民に対する防護措置

１．基本的な枠組み

基本的な枠組み①（原子力災害対策重点区域）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

○PAZ：Precautionary Action Zone
「予防的防護措置を準備する区域」
原子力発電所から概ね半径5km圏内。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ：Urgent Protective action planning Zone
「緊急時防護措置を準備する区域」
PAZの外側の概ね半径30km圏内。
事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避等を行う。

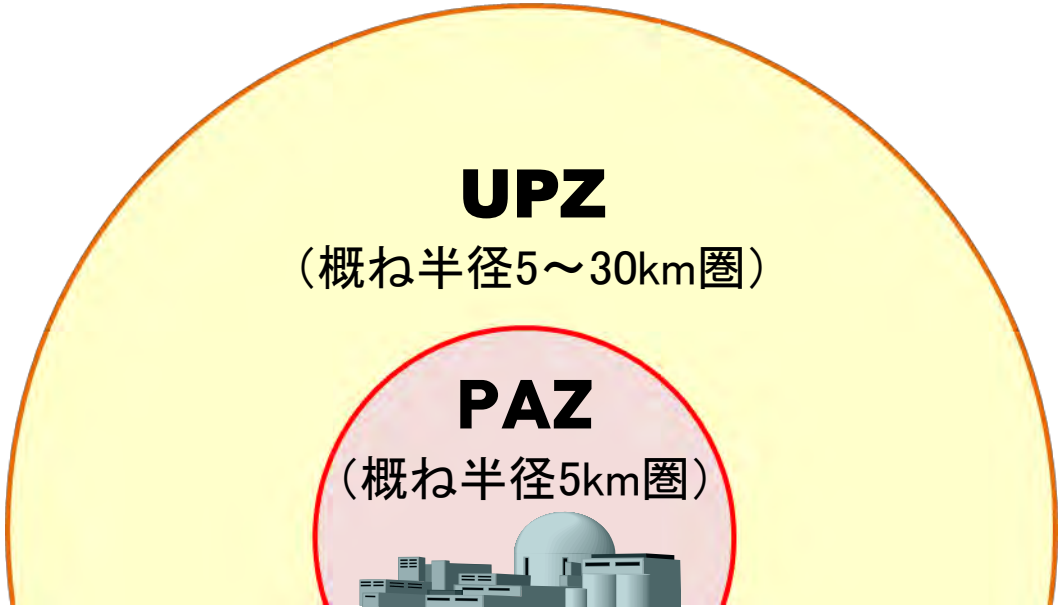

※島根地域の原子力災害対策重点区域

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は松江市（島根県）、UPZ内は島根県4市、鳥取県2市にまたがる。

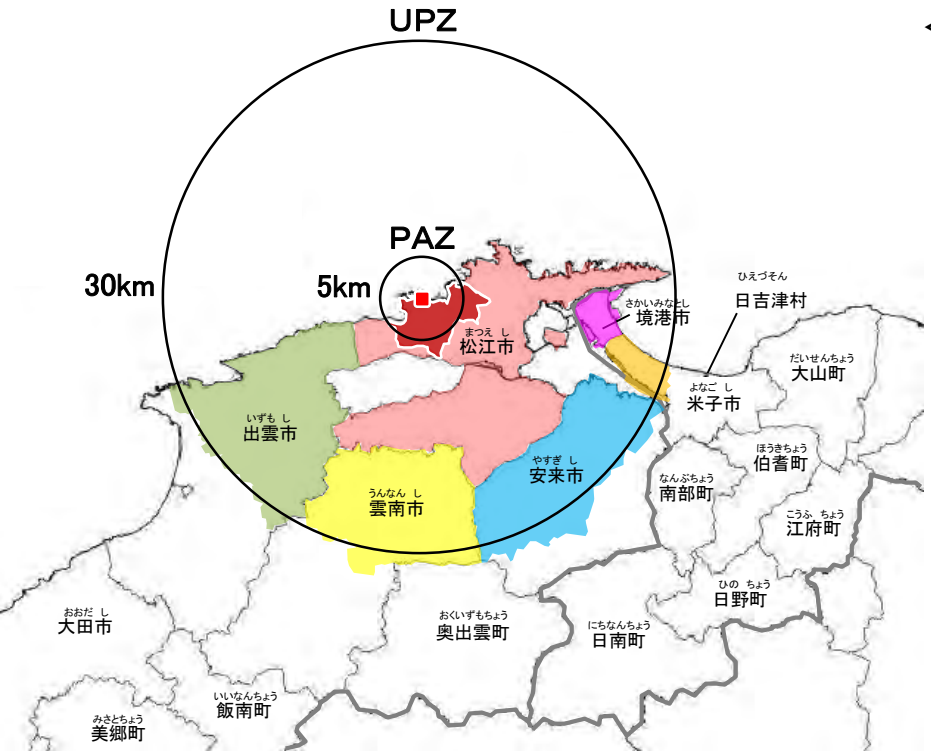

出典：テクノコ白地図イラスト（http://technocco.jp/）をもとに内閣府（原子力防災）作成

＜参考：重点区域内の人口＞

関係市名		PAZ（概ね5km圏内）	UPZ（概ね5～30km圏内）	合　計
島根県	松江市	9,960	192,946	202,906
	出雲市	―	123,163	123,163
	安来市	―	33,888	33,888
	雲南市	―	30,896	30,896
小計		9,960	380,893	390,853
鳥取県	米子市	―	37,709	37,709
	境港市	―	34,198	34,198
小計		―	71,907	71,907
合　計		9,960	452,800	462,760

※冷却告示の対象となる1号機に関してはPAZなし、概ね5km圏内がUPZとなる。

基本的な枠組み②（EAL、OIL）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質放出前から、原子力施設の状況に応じて、防護措置を実施。
- 放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

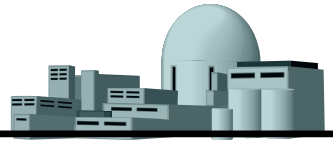

PAZ（～5km）　UPZ（5～30km）　（30km～）

事故等が進展

EAL（AL） → ①警戒事態【警戒体制の構築（参集、情報収集、拠点間の連絡など）】

例）大地震（松江市で震度6弱以上）（●PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等を開始）

EAL（SE） → ②施設敷地緊急事態（原災法10条）【防護措置の準備を開始】

例）全交流電源喪失

●PAZの住民の避難準備を開始　●UPZの住民は屋内退避の準備を開始
（●PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難等を開始）

EAL（GE） → ③全面緊急事態（原災法15条）【防護措置を実施】

例）冷却機能喪失

●PAZの住民の避難開始
●PAZの住民は安定ヨウ素剤を服用
●UPZの住民は屋内退避

放射性物質放出後

→ **OIL1** → **避難**

空間線量率500μSv/h超過　（●数時間内を目途に区域を特定）

→ **OIL2** → **1週間程度内に一時移転**

空間線量率20μSv/h超過　（●1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する）

２．国、関係自治体の対応体制

主な関連訓練項目

オフサイトセンター運営訓練、災害対策本部等の運営訓練、
現地への国職員等の緊急輸送訓練、広報対応訓練　など

国の対応体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

原子力災害対策本部
本部長：内閣総理大臣

オフサイトセンター（OFC）
（島根県原子力防災センター）

原子力事業者

・異常事態の通報義務
・要員派遣

原子力災害現地対策本部
本部長：内閣府副大臣
関係省庁要員が緊急時に参集

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ

原子力災害合同対策協議会

構成員・
連絡員

構成員・
連絡員

合同対策協議会により、必要な情報共有と応急対策を実施

島根県
災害対策本部

鳥取県
災害対策本部
現地災害対策本部

住民

住民広報や避難計画に
基づき避難・屋内退避等
を実施

緊急事態応急対策活動

関係6市
災害対策本部

防護措置の指示
住民広報
避難誘導　等

被災者の
救援等の支援

要請

○実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）
○指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）

国の職員・資機材等の緊急輸送

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた国の職員を島根OFC及び各県に派遣。併せて必要な資機材の緊急輸送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞

原子力規制委員会・内閣府
原子力事故合同対策本部

↓ 必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）

→ 輸送支援

国の職員
必要な資機材

↓

OFC等

島根OFCへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）

環境省・内閣府～入間基地～美保基地～島根OFC

（C）2018ZENRIN(Z05E-第175号)

関係２県６市の対応体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 島根県、鳥取県及び関係6市は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。施設敷地緊急事態では、それぞれ災害対策本部に移行。

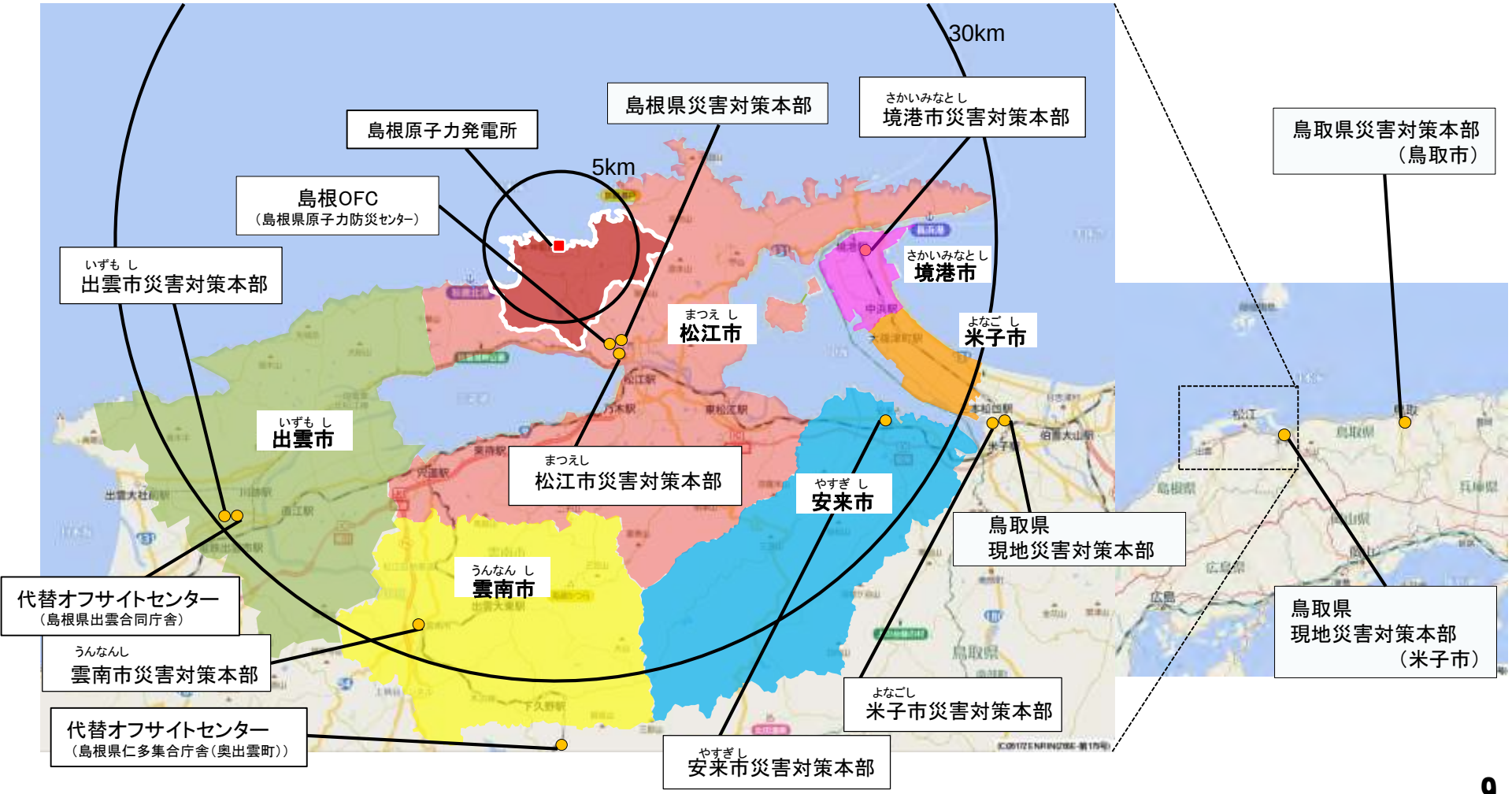

国、関係自治体等の連絡体制

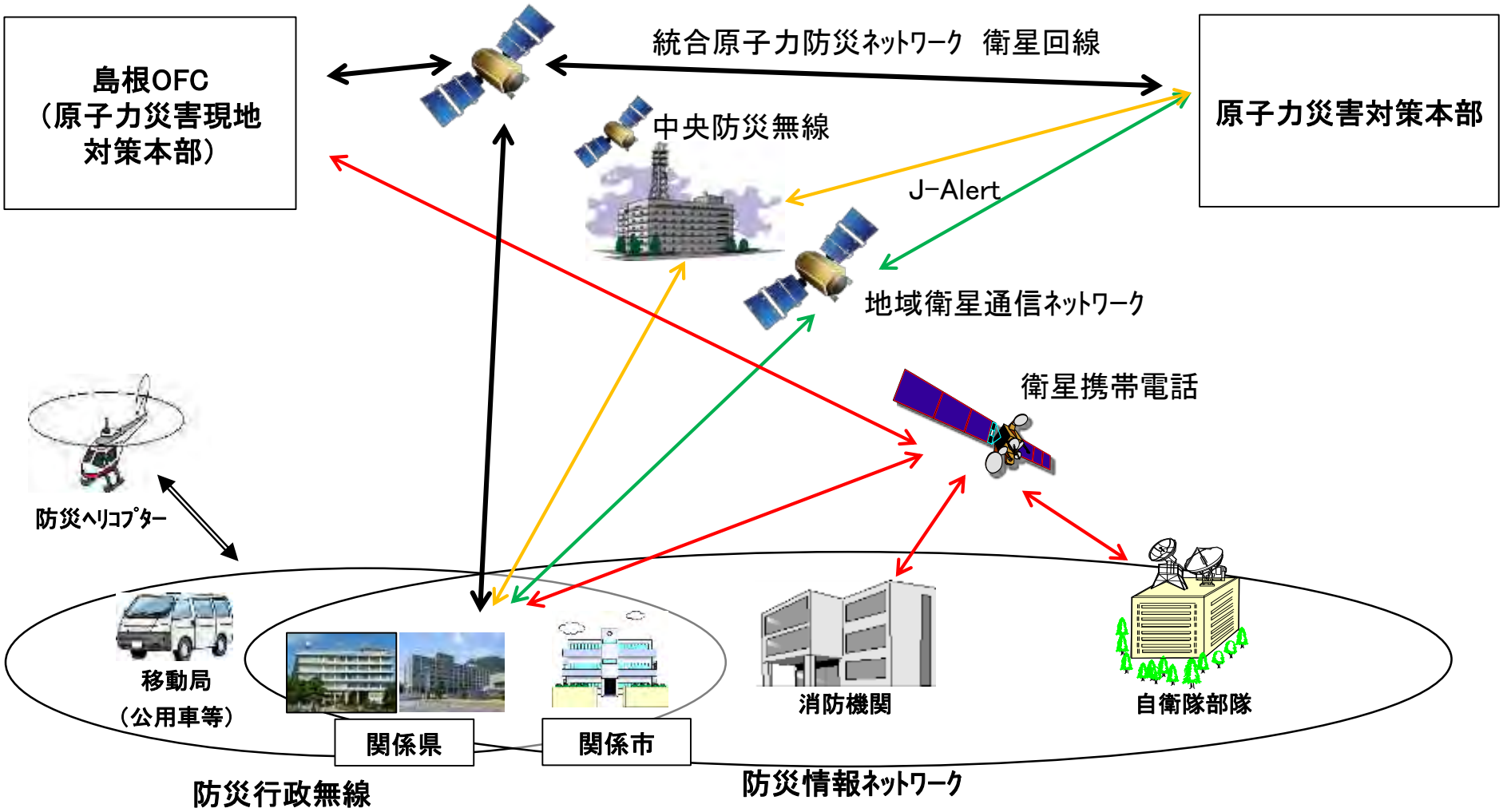

国、関係自治体の広報体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸※において実施。
  ※内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- 現地での記者会見については、島根OFCに隣接する施設において実施。
- 関係自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。

【情報発信のイメージ】

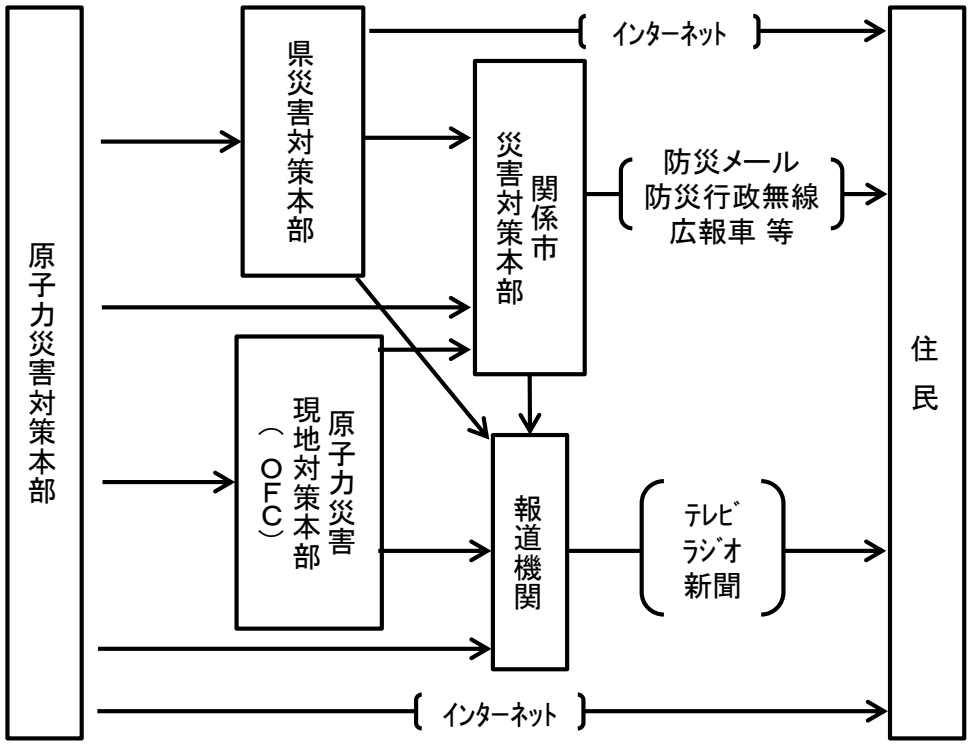

【自治体等から住民への情報伝達手段の例】

報道機関

TV・ラジオ

ケーブルテレビ（データ放送等）

※災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ケーブルテレビ、ラジオ放送及び新聞の各社と締結済み（島根県、鳥取県）

自治体

ホームページ

防災メール

SNS（ツイッター、フェイスブック）

緊急速報メール（携帯電話）

アプリ

屋内告知端末（一部地区のみ）

防災行政無線・有線放送（屋外スピーカー、戸別受信機（集会所等））

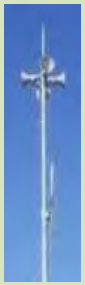

広報車

鳥取県原子力防災アプリ
- モニタリング情報
- 避難指示情報
- 避難経路　　などを提供

実動組織の広域支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 地域ﾚﾍﾞﾙで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ）の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

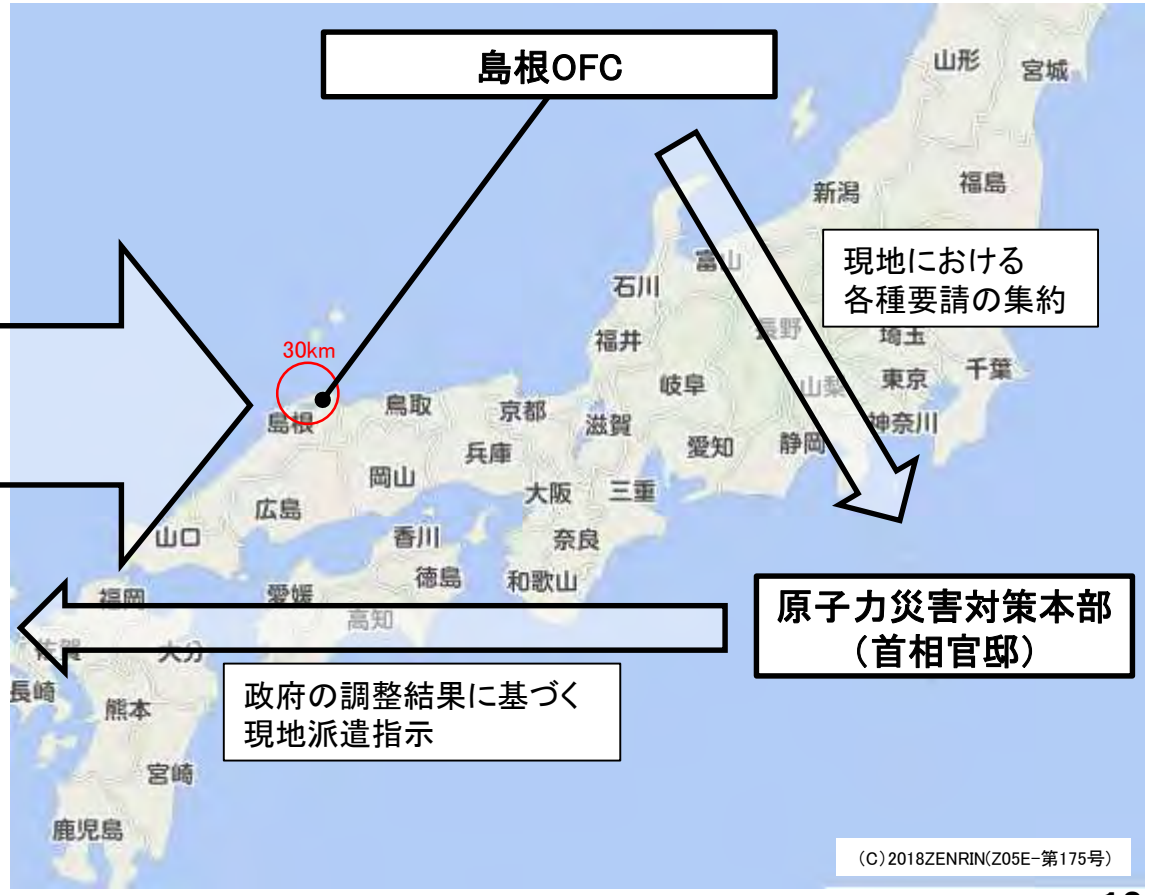

３．住民の安全確保に向けた主な対策

主な関連訓練項目

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施訓練、PAZ・UPZ内住民等の避難等実施訓練、
原子力災害医療訓練、ﾍﾘﾃﾚ伝送ｼｽﾃﾑによる情報収集訓練　など

緊急時モニタリング

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点175地点（島根県162地点、鳥取県13地点）を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 測定結果はｼｽﾃﾑで集約、関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用。

＜島根地域の緊急時モニタリング地点＞

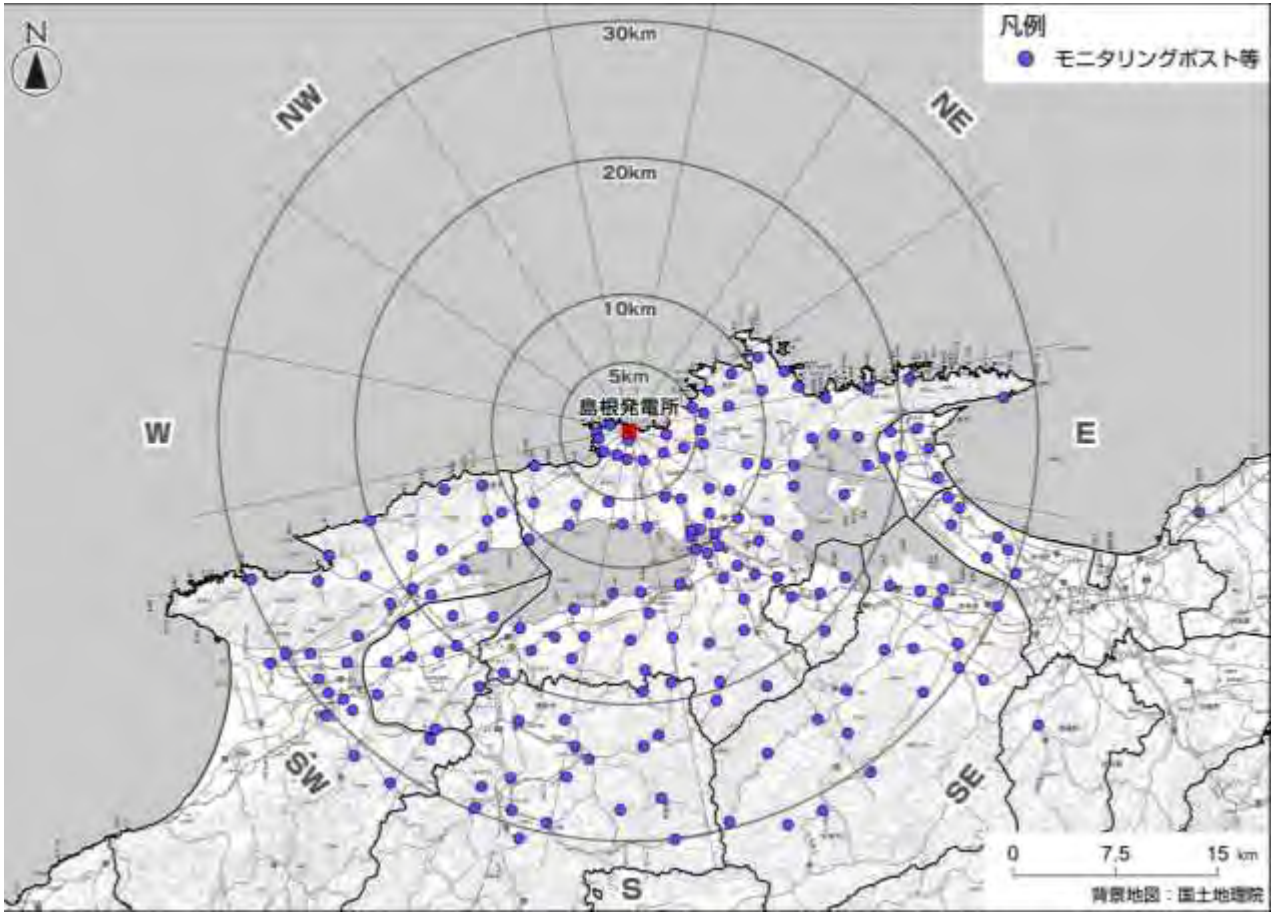

＜各種モニタリング情報＞

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ

電子式線量計

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ
（走行ｻｰﾍﾞｲｼｽﾃﾑ）

→ 測定結果の集約、共有

安定ヨウ素剤の緊急配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県、鳥取県及び関係市では、避難住民等に対する緊急配布に備えて安定ヨウ素剤を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合は、関係市職員等が備蓄場所から安定ヨウ素剤を搬送し、一時集結所等で対象住民に順次配布を実施。

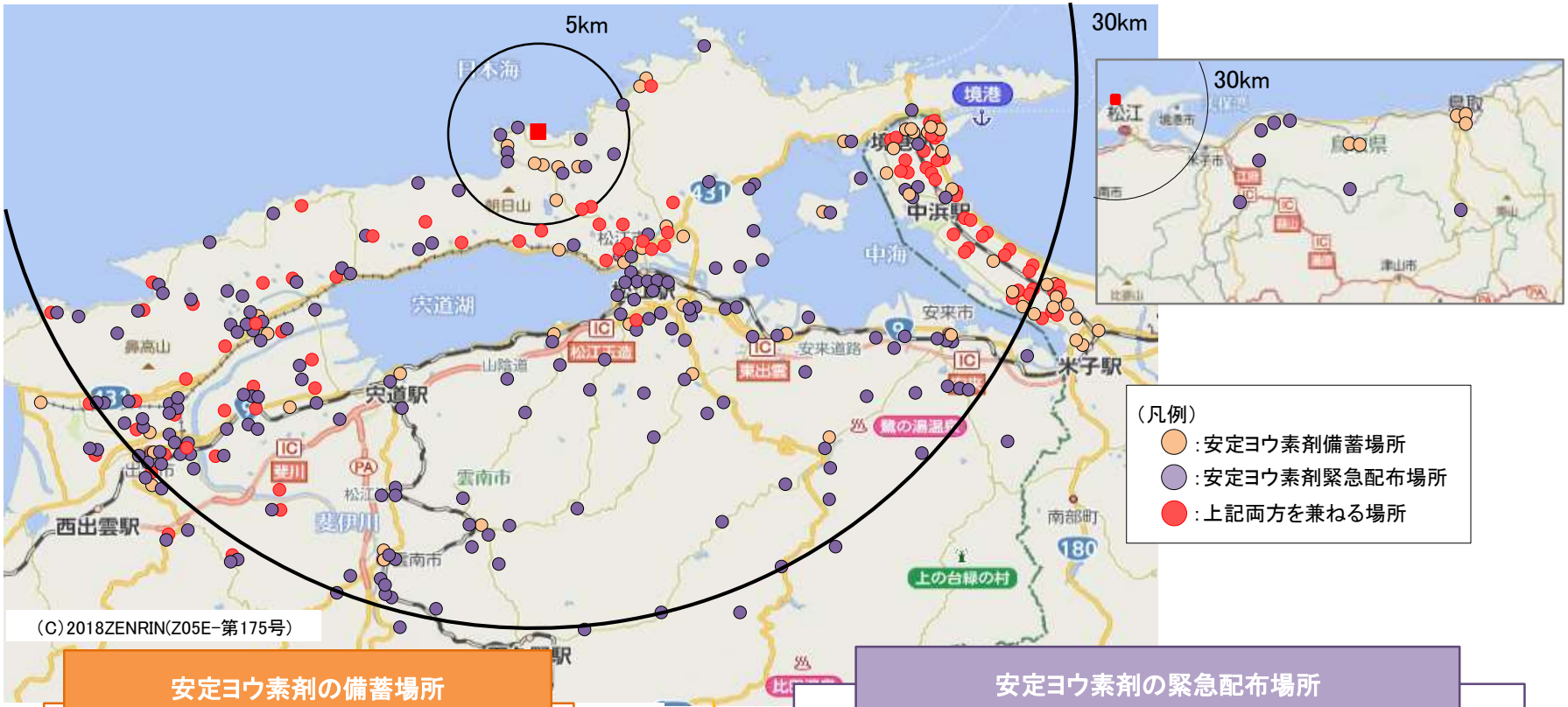

安定ヨウ素剤の備蓄場所

島根県:83か所
鳥取県:89か所

搬送

安定ヨウ素剤の緊急配布場所

・島根県:224か所(一時集結所)
・鳥取県:53か所(一時集結所、避難退域時検査場所)

避難退域時検査

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 避難退域時検査は、島根県及び鳥取県において選定済みの検査場所候補地で実施。

＜検査場所候補地＞

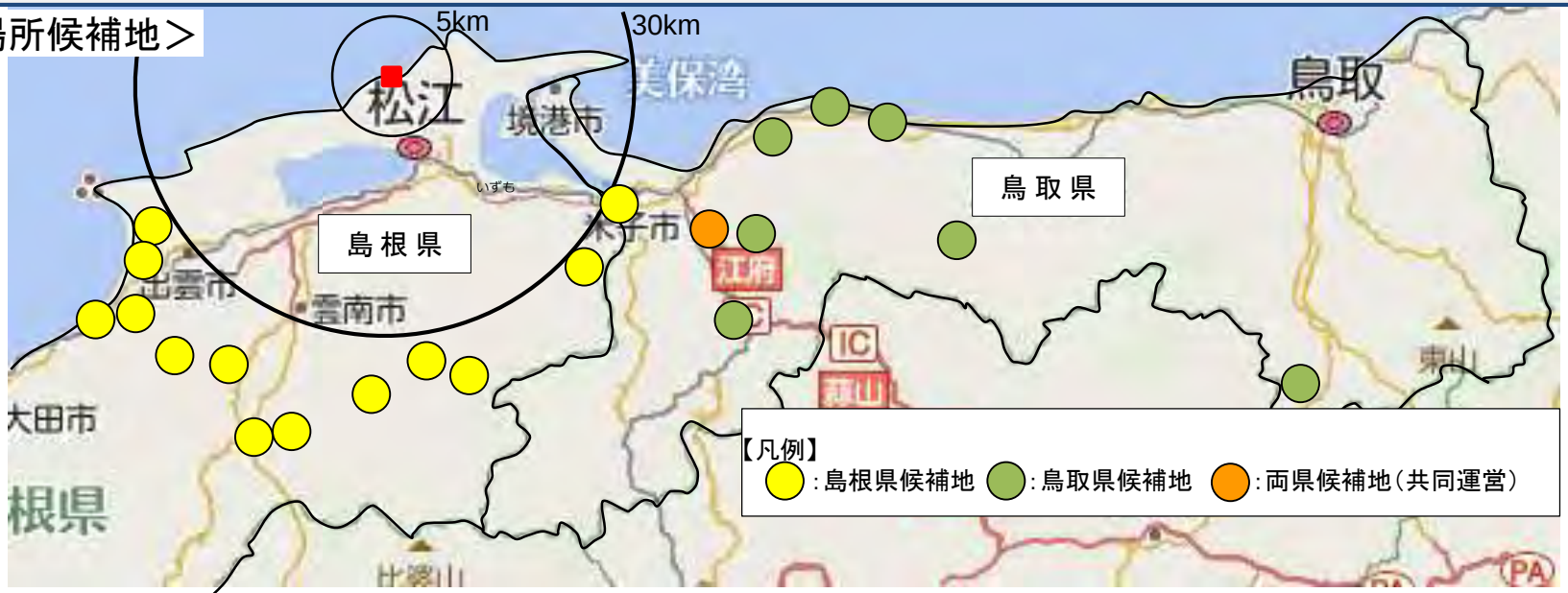

＜検査の流れ＞

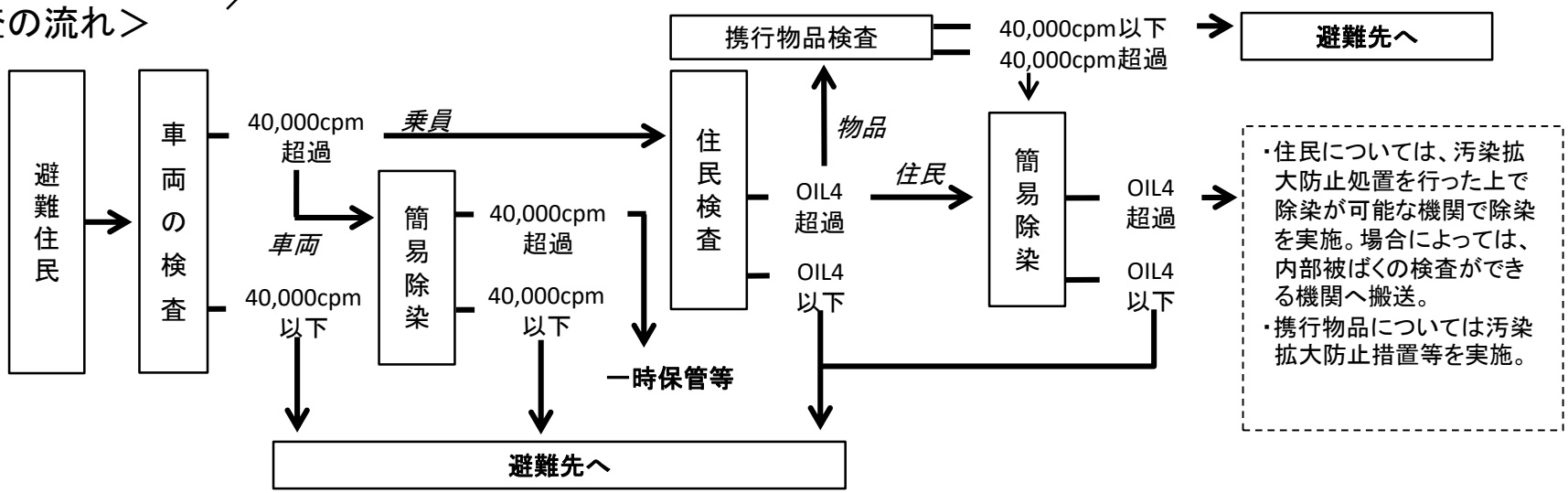

原子力災害医療

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 原子力災害医療は、放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の体制により実施。

高度被ばく医療支援センター
原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

原子力災害拠点病院

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

避難を円滑に行うための対応策

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

1. 交通誘導対策

・主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報　等

3. 交通規制対策

・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応。

【ヘリによる映像伝送】

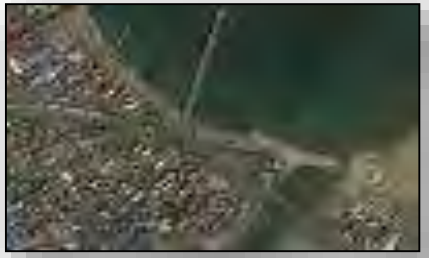

道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

【避難誘導イメージ】

主要交差点にて実施

【自動起動式発動発電機付信号機】

避難経路等に設置

実動組織による支援例

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

✓現地派遣要員の輸送車両の先導
✓避難住民の誘導・交通規制
✓避難指示の伝達
✓避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

✓避難行動要支援者の搬送の支援
✓傷病者の搬送
✓避難指示の伝達

海上保安庁

✓巡視船艇による住民避難の支援
✓緊急時モニタリング支援
✓船舶等への避難指示の伝達
✓海上における警戒活動

防衛省

✓緊急時モニタリング支援
✓被害状況の把握
✓避難の援助
✓人員及び物資の緊急輸送
✓緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
✓人命救助のための通行不能道路の啓開作業

４．住民に対する防護措置

主な関連訓練項目

PAZ・UPZ内住民等の避難等実施訓練

PAZ内の防護措置の基本的な流れ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態となった場合には、PAZ内の入院患者、社会福祉施設入所者及び在宅の避難行動要支援者のうち避難可能な者、学校・保育所等の児童等については、避難等を開始。他方、避難の実施により健康リスクが高まる者は、屋内退避を実施。
- 全面緊急事態となった場合には、PAZ内の一般住民は避難を開始する。

PAZ内の防護措置の基本的な流れ

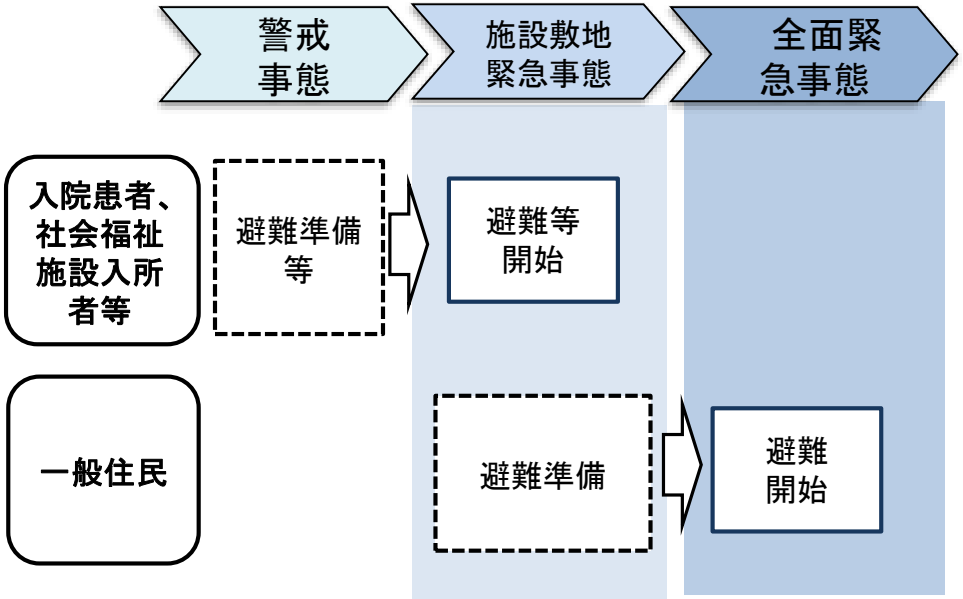

PAZ内の医療機関・社会福祉施設への対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先となる病院を確保。
- 社会福祉施設については、島根県が避難先の広域福祉避難所を確保済。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、避難準備が整うまで屋内退避を実施。
- 移動手段は、避難元施設が保有する車両のほか、島根県がバス会社等から確保する車両を使用。

＜ 避難元 ＞

	施設数（施設）	病床数（床）
医療機関（病院）	1	177

	施設数（施設）	入所定員（人）
社会福祉施設（入所）	14	373

＜ 避難先（候補） ＞

避難の実施により健康リスクが高まる者：177人

自施設の放射線防護区域に移動 → 放射線防護対策施設（自施設） → 避難準備が十分整ってから避難 → 医療機関（病院）：島根大学医学部附属病院、大田市立病院、済生会江津総合病院　ほか

避難の実施により健康リスクが高まる者：249人

自施設の放射線防護区域に移動 → 放射線防護対策施設（自施設） → 避難準備が十分整ってから避難 → 広域福祉避難所（大田市・奥出雲町）：国立三瓶青少年交流の家、温泉津保健センター、布施コミュニティセンター　ほか

支援者が同行することで避難可能な者：124人

→ バス、福祉車両等で移動 → 広域福祉避難所（大田市・奥出雲町）

PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 在宅の避難行動要支援者については、島根県が避難先の避難所及び広域福祉避難所を確保済。
- 要支援者の容態等に応じた避難先、避難方法をあらかじめ設定。
- 移動手段は、支援者等が保有する車両のほか、島根県がバス会社等から確保する車両を使用。

＜避難元＞

	対象者数(人)
在宅の避難行動要支援者	1,254

家族や他の住民とともに一般の避難所への避難が可能な者：775人

自家用車で移動

徒歩等で移動 → 一時集結所 → バスで移動

広域福祉避難所への避難が必要な者：479人

自家用車で移動

徒歩等で移動 → 一時集結所 → バスで移動

うち福祉車両が必要な者：75人

福祉車両で移動

避難経由所

容態の安定に時間がかかるなど、避難の実施により健康リスクが高まると判断された場合

福祉車両等で移動 → 放射線防護対策施設 → 福祉車両等

※避難準備が十分整ってから避難

＜避難先（候補）＞

避難所（大田市・奥出雲町）	大田市立大田小学校、大田市民会館、仁多中学校、奥出雲町民体育館　ほか
広域福祉避難所（大田市・奥出雲町）	国民宿舎さんべ荘、県立男女共同参画センター、阿井コミュニティセンター、横田コミュニティセンター　ほか

放射線防護対策を施した屋内退避施設

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ収容し、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。

特別養護老人ホーム
あさひ乃苑
（収容可能者数：77人）

鹿島病院
（収容可能者数：421人）

障害者支援施設はばたき
（収容可能者数：75人）

障害者支援施設
福祉型障害児入所施設
松江学園
（収容可能者数：37人）

特別養護老人ホーム　ゆうなぎ苑
（収容可能者数：89人）

障害者支援施設
四ツ葉園
（収容可能者数：90人）

特別養護老人ホーム　あとむ苑
（収容可能者数：126人
うち在宅要支援者と
その支援者50人）

東部島根医療福祉センター
（収容可能者数：360人
うち在宅要支援者と
その支援者60人）

松江市消防本部
（収容可能者数：在宅要支援者とその支援者109人）

（凡例）
- ●：当該施設入所者を収容
- ●：在宅の避難行動要支援者（入所施設においては当該施設入所者を含む）を収容

PAZ内の学校・保育所等の児童等への対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 警戒事態以降、児童等は学校等で保護者への引き渡し又は下校を実施。
- 施設敷地緊急事態以降は、保護者への引き渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更。
- 全面緊急事態以降、保護者への引き渡しができた児童等は避難を実施。
- 保護者への引き渡しができなかった児童等も、放射性物質放出後、OILに基づく一時移転等の指示があった場合は、緊急退避所から避難。

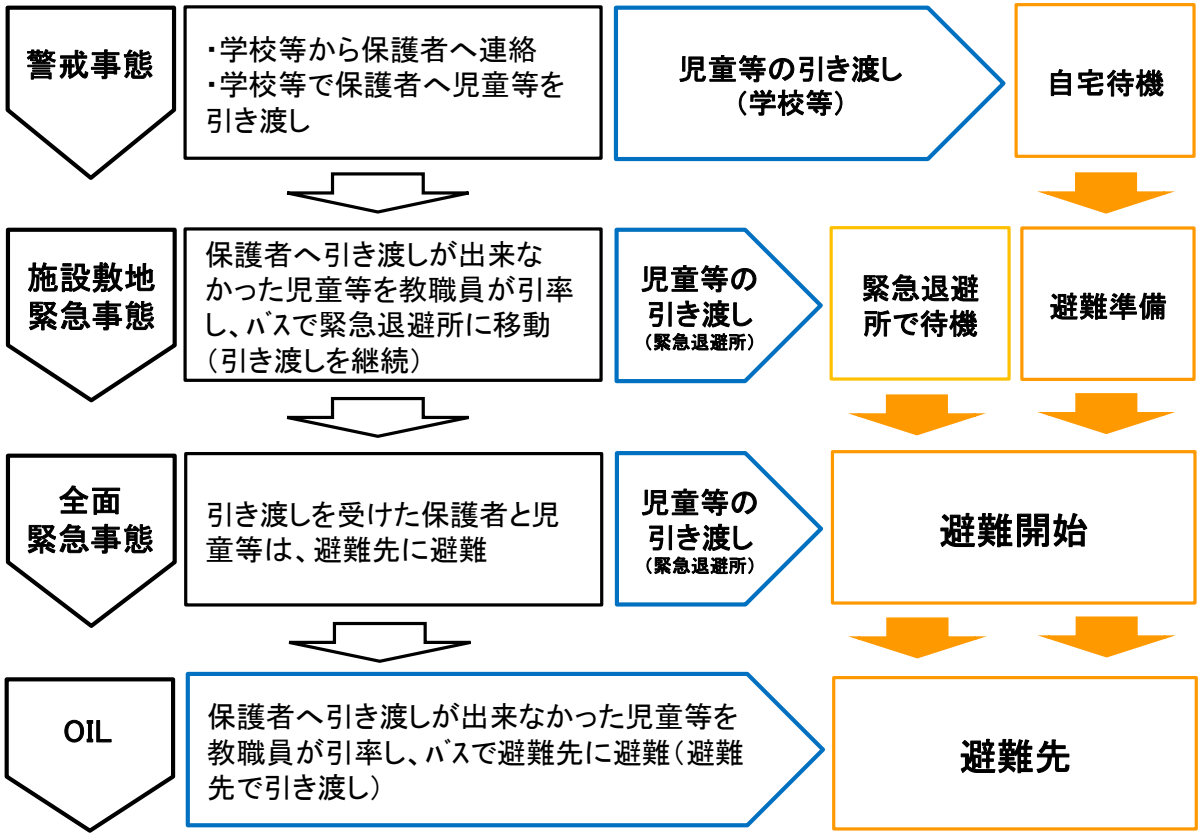

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所	3	197
幼稚園	2	34
小学校	4	385
中学校	1	124
特別支援学校	1	30
その他	1	1,085
合　計	12	1,855

PAZ内の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZ内の住民の避難先は、島根県大田市及び奥出雲町において確保済み。
- 自家用車で避難する住民は、島根県大田市または奥出雲町内の避難経由所を経由し、避難所に避難。
- バスで避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスで、避難経由所を経由し、避難所へ避難。

避難元	避難先		
	避難経由所		避難所数
鹿島地区（6,549人）	大田市	大田高校、第一中学校、朝波小学校	避 難 所　　：14か所 広域福祉避難所：2か所
生馬地区（一部）（1,101人）		長久小学校	避 難 所　　：10か所 広域福祉避難所：1か所
古江地区（一部）（1,299人）		旧温泉津中学校、温泉津地区運動場、湯里地区体育館	避 難 所　　：8か所 広域福祉避難所：6か所
島根地区（一部）（1,011人）	奥出雲町	横田公園	避 難 所　　：15か所 広域福祉避難所：6か所
合計　9,960人			

（凡例）避難経由所
- 大田市避難経由所（鹿島地区）
- 大田市避難経由所（生馬地区）
- 大田市避難経由所（古江地区）
- 奥出雲町避難経由所（島根地区）

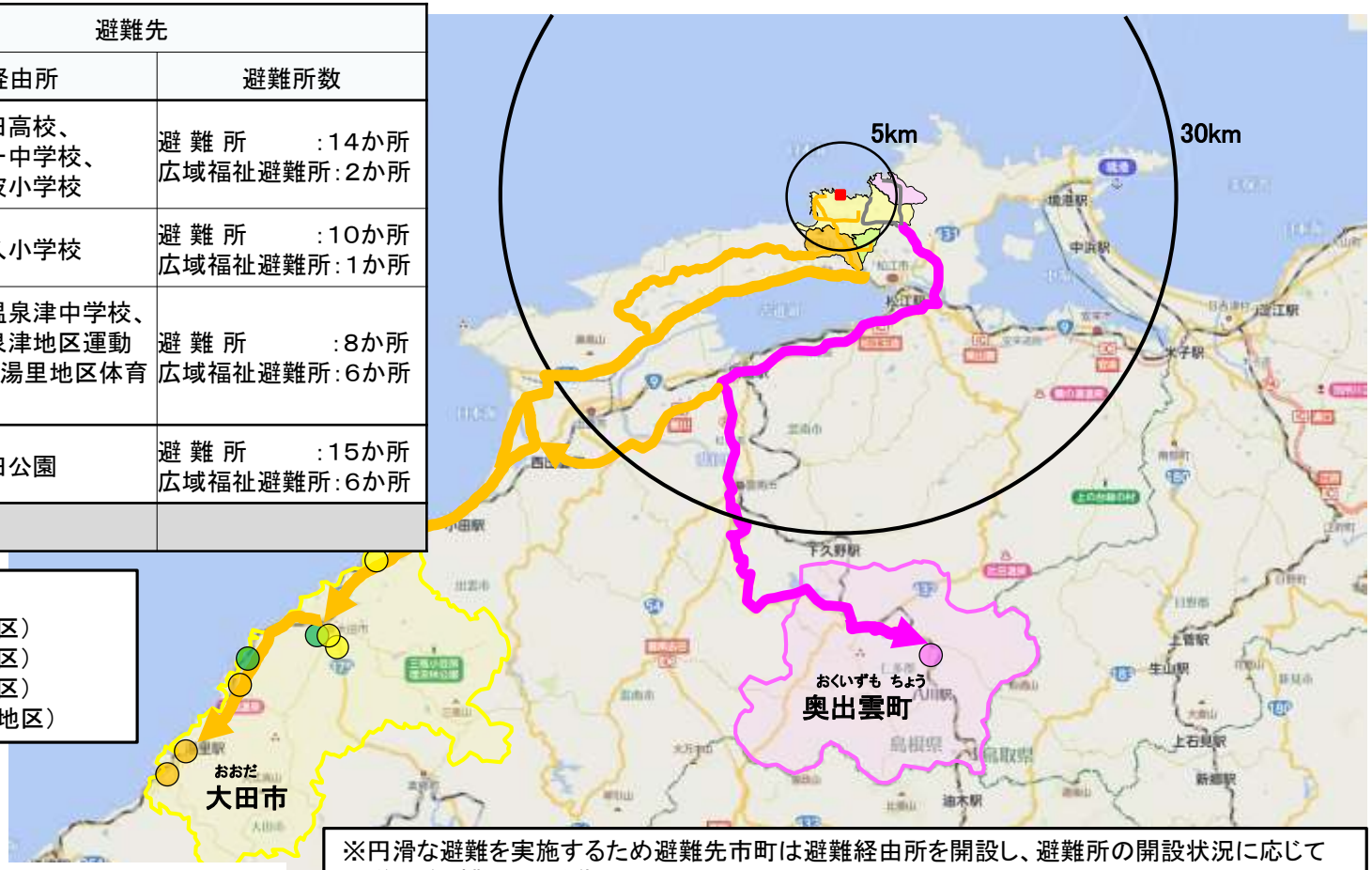

（C）2018ZENRIN(Z05E-第175号)

※円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

松江市鹿島地区から避難先までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

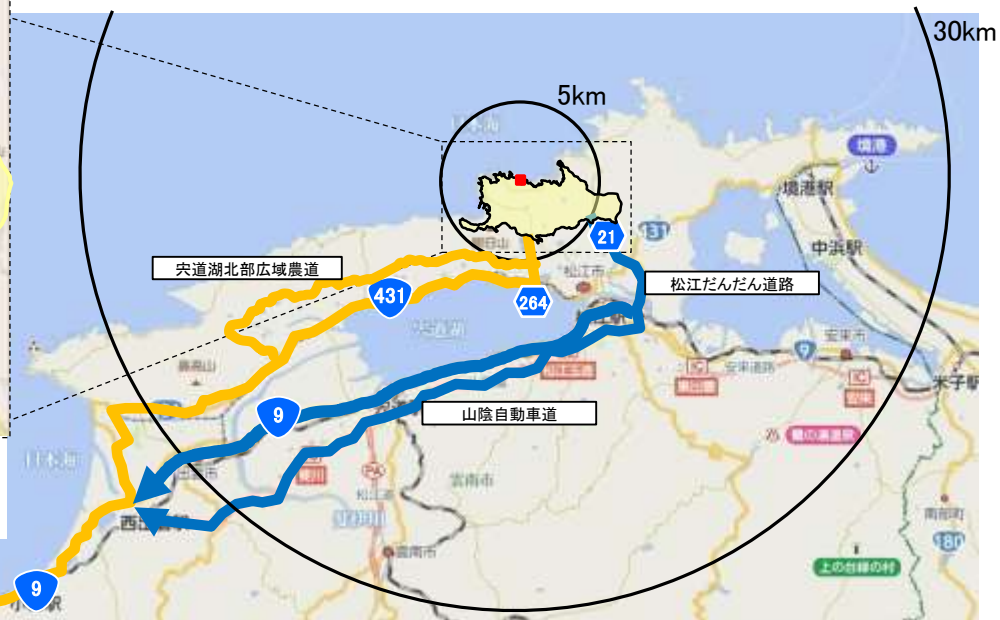

PAZ内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車等避難者数
鹿島地区	6,549人	891人	5,658人

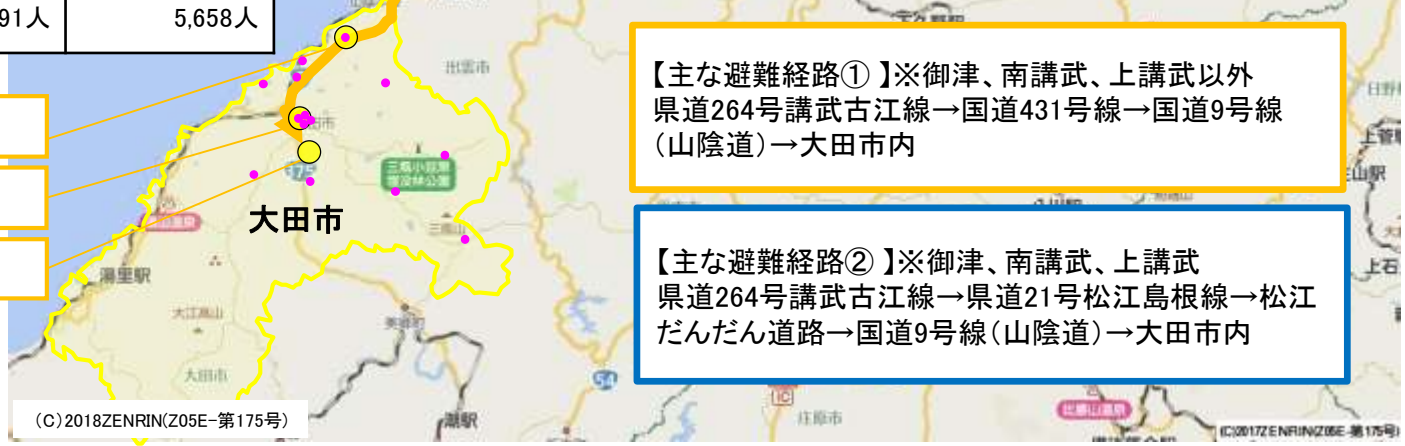

大田市立朝波小学校
島根県立大田高校
大田市立第一中学校

【凡例】
- 一時集結所
- 避難経由所
- 避難所

【主な避難経路① 】※御津、南講武、上講武以外
県道264号講武古江線→国道431号線→国道9号線（山陰道）→大田市内

【主な避難経路② 】※御津、南講武、上講武
県道264号講武古江線→県道21号松江島根線→松江だんだん道路→国道9号線（山陰道）→大田市内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字毎にあらかじめ選定済

松江市生馬（いくま）地区から避難先までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

PAZ内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車等避難者数
生馬地区	1,101人	65人	1,036人

大田市立長久（おおだ ながひさ）小学校

【凡例】
- 一時集結所
- 避難経由所
- 避難所

【主な避難経路 】
県道37号松江鹿島美保関線→（市道古志大野線→）国道431号線→県道28号線→国道431号線→くにびき海岸道路→国道9号（山陰道）→大田市内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字毎にあらかじめ選定済

松江市古江地区から避難先までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

古江小学校

湖北中学校

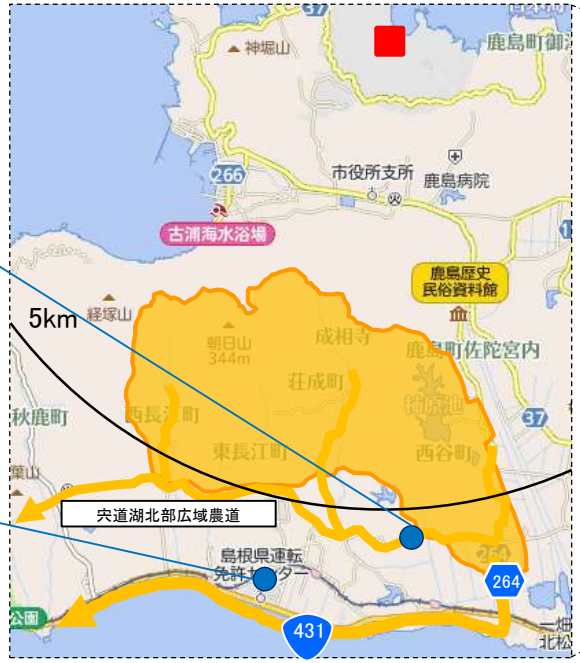

PAZ内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車等避難者数
古江地区	1,299人	80人	1,219人

【凡例】
- 一時集結所
- 避難経由所
- 避難所

湯里地区体育館

温泉津地区運動場

旧温泉津中学校

【主な避難経路 】
県道264号講武古江線→（市道古志大野線→）国道431号線→県道28号線→国道431号線→くにびき海岸道路→国道9号（山陰道）→大田市内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字毎にあらかじめ選定済

松江市島根地区から避難先までの主な経路

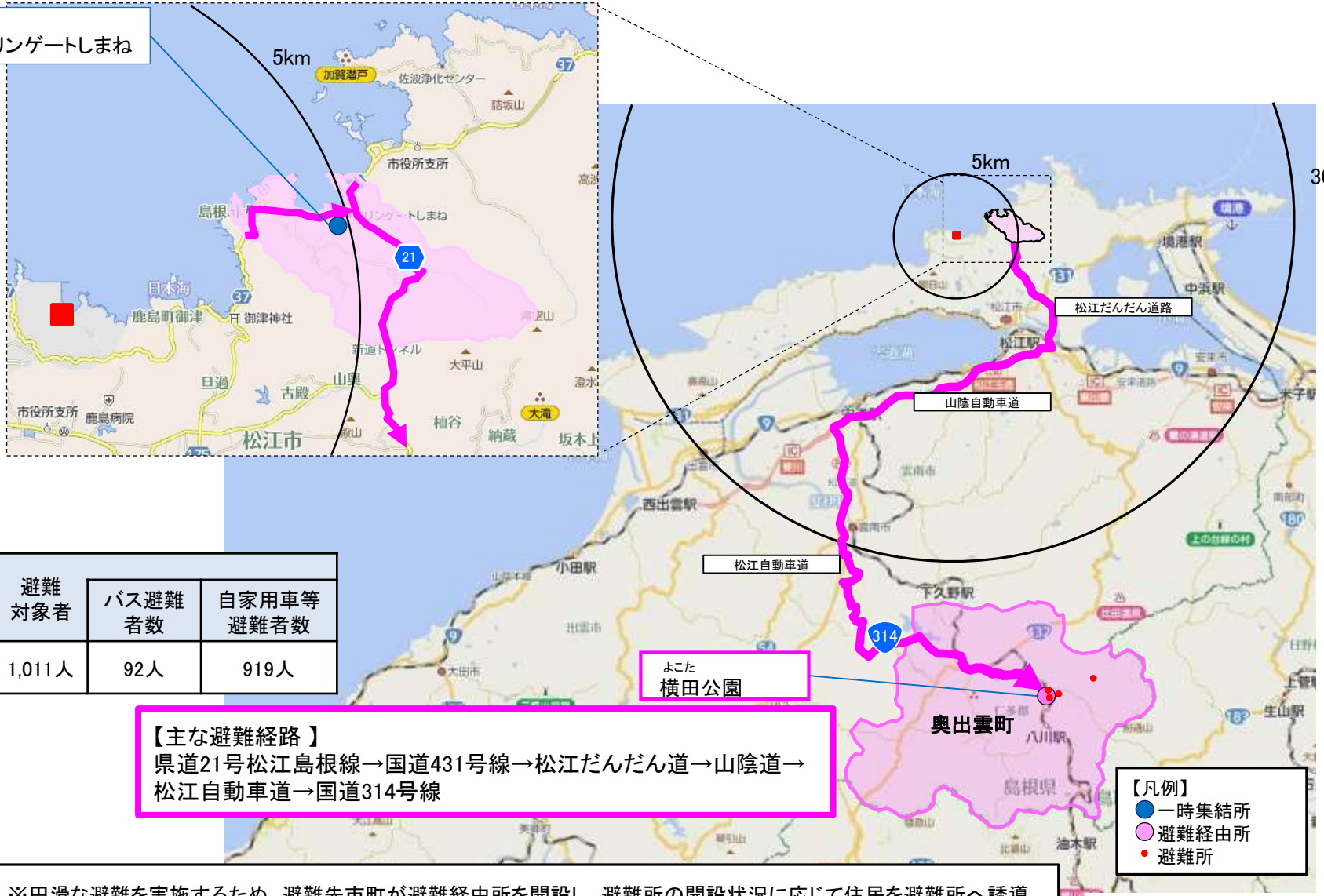

PAZ内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車等避難者数
島根地区	1,011人	92人	919人

【主な避難経路 】
県道21号松江島根線→国道431号線→松江だんだん道→山陰道→松江自動車道→国道314号線

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字毎にあらかじめ選定済

(C)2018ZENRIN(Z05E-第175号)

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民は予防的防護措置として屋内退避を開始する。
- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500μSv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等を行う。また、OIL2に該当する毎時20μSv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

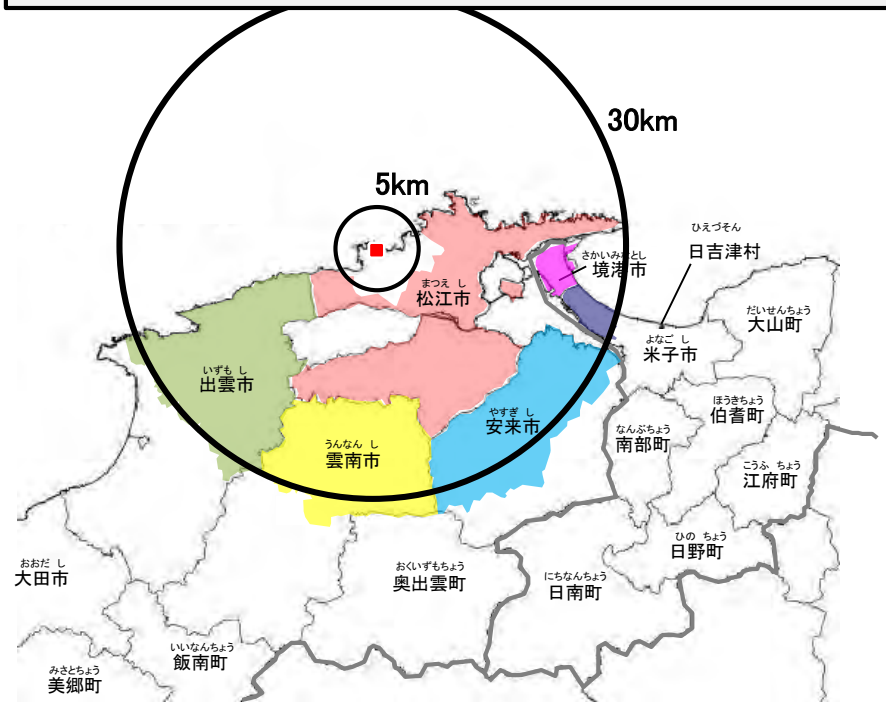

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

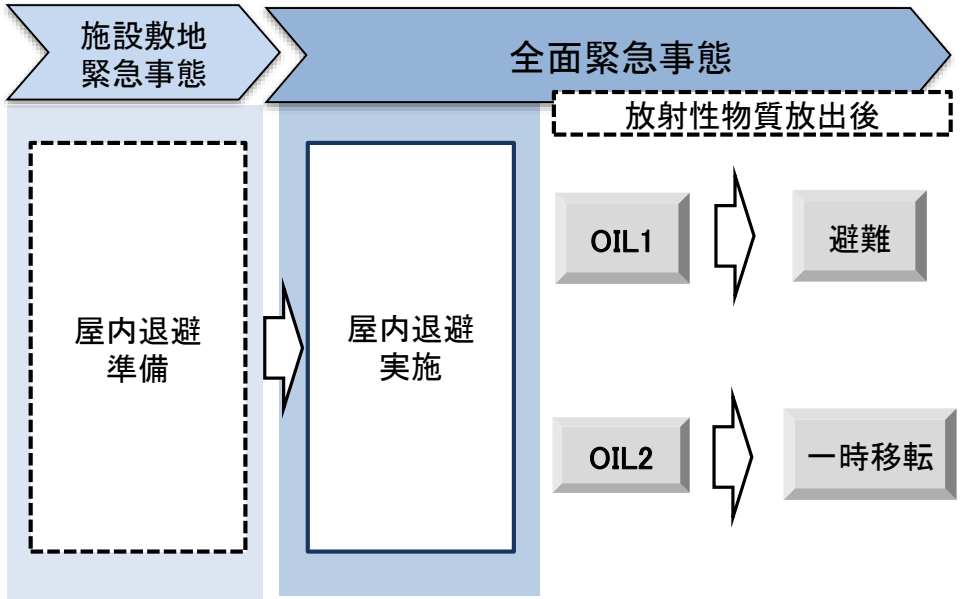

出典：テクノコ白地図イラスト（http://technocco.jp/）をもと内閣府（原子力防災）作成

島根県のUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 医療機関については、島根県が県内医療機関及び近隣県と調整し、患者の病態に応じた避難先医療機関を確保し一時移転等を実施。
- 社会福祉施設（入所施設）については、島根県が避難先の広域福祉避難所を確保済み。

＜ 避難元 ＞

施設区分	施設数（施設）	入所定員（床・人）
医療機関（病院・有床診療所）	48	5,984
社会福祉施設（入所）	293	8,933
合　計	341	14,917

避難退域時検査場所

＜ 避難先（候補）＞

施設区分	施設数（施設）
医療機関（病院）	572
広域福祉避難所	395
合　計	967

鳥取県のUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 医療機関については、鳥取県が県内医療機関と調整し、患者の病態に応じた避難先医療機関を確保し一時移転等を実施。
- 社会福祉施設（入所施設）については、鳥取県が避難先の社会福祉施設等を確保済み。

＜ 避難元 ＞

施設区分	施設数（施設）	入所定員（床・人）
医療機関（病院・有床診療所）	6	326
社会福祉施設（入所）	56	1,350
合　計	62	1,676

避難退域時検査場所

＜ 避難先（候補）＞

施設区分	施設数（施設）
医療機関（病院）	11
社会福祉施設等	91
合　計	102

島根県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。

＜避難元＞

	対象者数(人)
在宅の避難行動要支援者	30,805

→ 避難退域時検査場所 → 避難経由所

要支援者の状況に応じた避難先へ避難

＜避難先（候補）＞

施設区分	施設数（施設）
避難所	1,646
広域福祉避難所	395
合　計	2,041

鳥取県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。

＜避難元＞

	対象者数(人)
在宅の避難行動要支援者	6,995

⇒ 避難退域時検査場所 ⇒

＜避難先（候補）＞

施設区分	施設数（施設）
避難所	270

⇒

施設区分	施設数（施設）
広域福祉避難所	※必要に応じて開設

島根県のUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 警戒事態等以降、児童等は学校等で保護者への引き渡し又は下校を実施。
- 全面緊急事態以降、引き渡し等ができなかった児童等は学校等で屋内退避を実施。
- OILに基づく一時移転等の指示があった場合は、学校等から避難先へ避難。

警戒事態等以降
【帰宅・引き渡し指示等】（県・市教育委員会等）
保護者に連絡の上、児童・生徒を帰宅させる、または保護者に迎えを要請
→ **児童・生徒の帰宅・引き渡し（各学校等）** → 学校等から帰宅、自宅待機

全面緊急事態
【屋内退避指示】（県・市災害対策本部）
児童・生徒は屋内退避を実施
→ 学校等で屋内退避

ＯＩＬ
【一時移転等指示】（県・市災害対策本部）
引き渡しが出来なかった児童・生徒は、教職員が引率し、バスで避難先へ一時移転等を実施
→ **児童・生徒の引き渡し（避難先）** → 避難先へ

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所・幼稚園等	204	17,212
小学校	78	20,322
中学校	37	10,696
高等学校	21	10,446
特別支援学校	7	447
合　計	347	59,123

鳥取県のUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態以降、児童等は学校等で保護者への引き渡し又は下校を実施。
- 全面緊急事態以降、引き渡し等ができなかった児童等は学校等で屋内退避を実施。
- OILに基づく一時移転等の指示があった場合は、学校等から避難先へ避難。

施設敷地緊急事態

【帰宅・引き渡し指示等】（県・市教育委員会等）
保護者に連絡の上、児童・生徒を帰宅させる、または保護者に迎えを要請

児童・生徒の帰宅・引き渡し（各学校等） → 学校等から帰宅、自宅待機

全面緊急事態

【屋内退避指示】（県・市災害対策本部）
児童・生徒は屋内退避を実施

→ 学校等で屋内退避

ＯＩＬ

【一時移転等指示】（県・市災害対策本部）
引き渡しが出来なかった児童・生徒は、教職員が引率し、バスで避難先へ一時移転等を実施

児童・生徒の引き渡し（避難先） → 避難先へ

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所・幼稚園等	33	2,389
小学校	13	2,846
中学校	6	1,518
高等学校	3	1,208
その他	1	1,070
合　計	56	9,031

UPZ内住民の一時移転等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内住民の一時移転等に係る避難先及び避難経路は、避難元地区毎にあらかじめ設定済み。
- 自家用車で一時移転等する住民は、避難先自治体内の避難経由所を経由し、避難所に避難。
- バスで一時移転等する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県または鳥取県が確保したバスで避難先へ避難。

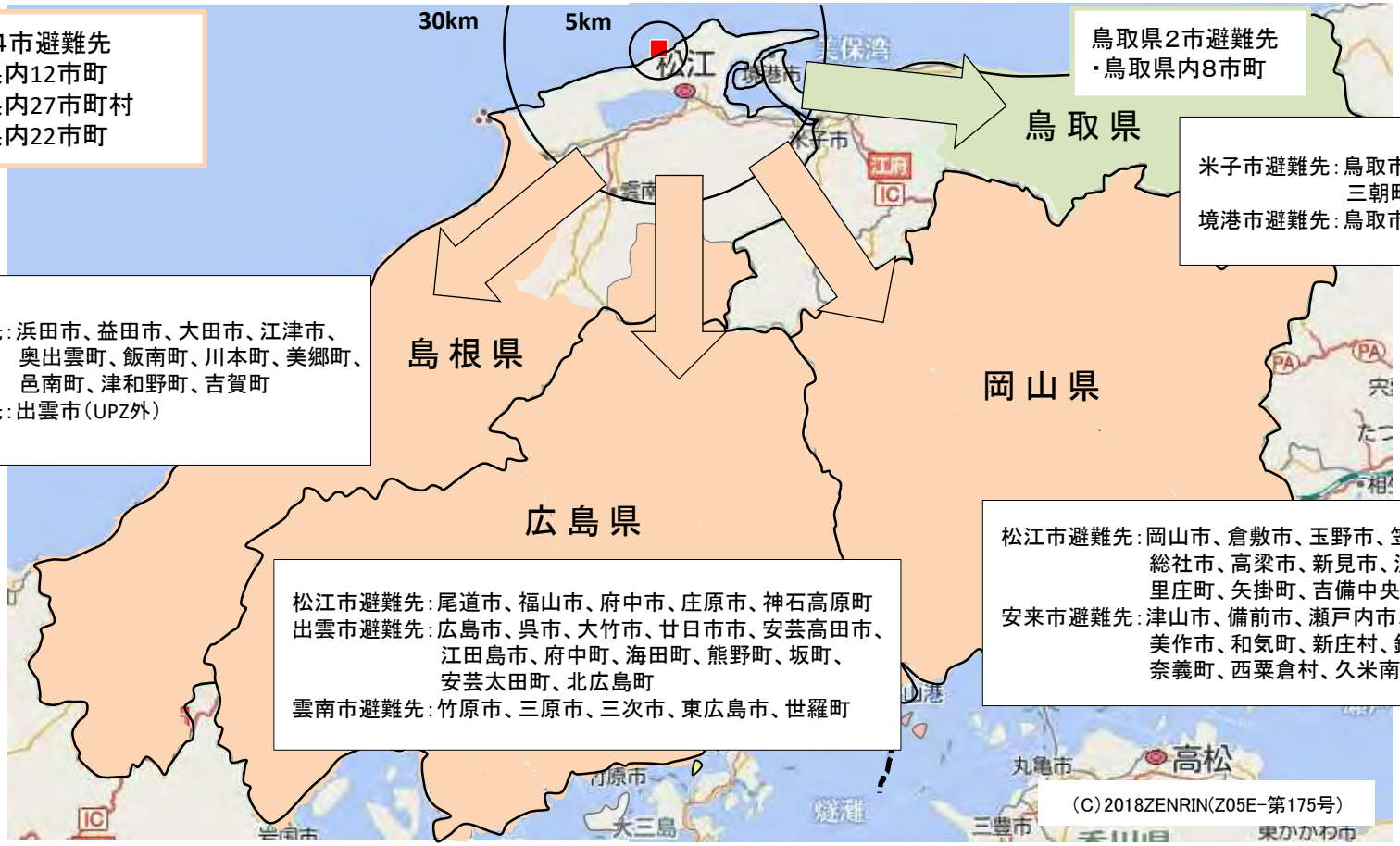

島根県4市避難先
・島根県内12市町
・岡山県内27市町村
・広島県内22市町

鳥取県2市避難先
・鳥取県内8市町

米子市避難先：鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
境港市避難先：鳥取市、岩美町、八頭町

松江市避難先：浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町
出雲市避難先：出雲市（UPZ外）

松江市避難先：尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町
出雲市避難先：広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
雲南市避難先：竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町

松江市避難先：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町
安来市避難先：津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

松江市のUPZから避難先（例：岡山県倉敷市）までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

出雲（いずも）市のUPZから避難先（例：広島県広島市）までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

避難元：高浜地区、遙堪地区

避難元：四絡地区、川跡地区

避難元：伊波野地区、出西地区、大津地区

【主な経路】
国道431号→県道28号→国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田自動車道→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道

【主な経路】
県道26号→国道54号

【主な経路】
国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

【避難経由所】井口台公園　他17
→【避難所】三入公民館　他95
→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他57

【避難経由所】福木公園　他22
→【避難所】三入公民館　他95
→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他57

【避難経由所】安芸矢野ニュータウン中央公園　他4
→【避難所】三入公民館　他95
→【広域福祉避難所】ｹｱﾊｳｽﾗﾎﾟｰﾚ東千田　他57

(C)2018ZENRIN(Z05E-第175号)

安来市のUPZから避難先（例：岡山県勝央町）までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

避難元：大塚地区

【主な経路】
県道102号→県道9号→県道1号→国道180号→国道181号→国道179号

【避難経由所】勝央中学校
→【避難所】勝央中学校
→【広域福祉避難所】 勝央町総合保健福祉センター

【凡例】 避難退域時検査場所候補地
安来市伯太庁舎周辺

(C)2018ZENRIN(Z05E-第175号)

雲南市のUPZから避難先（例：広島県世羅町）までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

避難元：三刀屋地区

【主な経路】
国道54号→国道183号→国道184号

【避難経由所】せら香遊ﾗﾝﾄﾞ
→【避難所】中央自治ｾﾝﾀｰ　他26
→【広域福祉避難所】宇津戸自治ｾﾝﾀｰ　他7

米子市のUPZから避難先（例：鳥取県三朝町）までの経路

【主な経路】
県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

さかいみなと

境港市のUPZから避難先（例：鳥取県鳥取市）までの経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

輸送手段の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 輸送手段の確保については、まずは避難元県内で対応。
- 避難元県内の輸送手段で不足する場合には、中国地方のバス協会員である事業者をはじめとした関係機関から輸送手段を調達。
- それでも不足するような場合には、国の原子力災害対策本部が必要な輸送手段を確保。

【協定に基づく要請フロー】

避難元県内の輸送手段で対応困難

【中国5県ﾊﾞｽ協会等との協定】

島根県と鳥取県は事前調整の上、原則として一時移転等の対象となった地区の避難先県のバス事業者に対して協力を要請

要請を受けたバス事業者は、確保できる台数を要請県に対して報告

要請県は、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、バス事業者に対してバスの運行を要請

【関西広域連合等との協定】

（鳥取県）

中国地方ﾊﾞｽ協会等からの確保台数で不足する場合

バスによる緊急輸送について関西広域連合に対して各府県経由での調整を依頼

関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割り当てを定めた応援計画を作成

応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請

バス事業者による住民輸送の実施

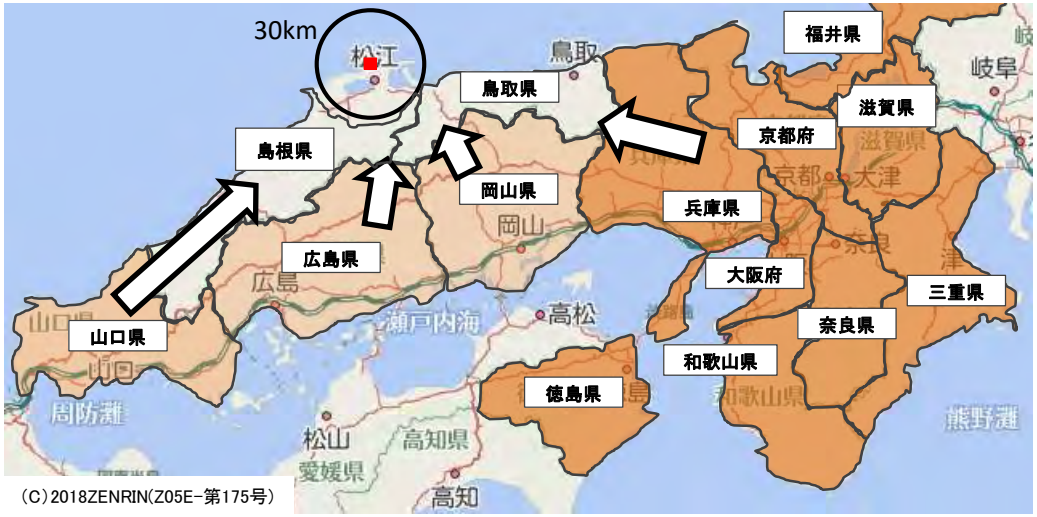

（C）2018ZENRIN(Z05E-第175号)

枠組み	関係機関保有台数（台）
中国5県ﾊﾞｽ協会等との協定（島根県、鳥取県、中国5県ﾊﾞｽ協会等）	6,984

※平成29年4月17日締結

枠組み	関係機関保有台数（台）
関西広域連合等との協定（鳥取県、関西広域連合等）	17,433

※平成27年12月2日締結
※中国地方からの確保台数で不足する場合（鳥取県）